

開催
案内

信書便制度説明会

平成27年 6/11(木)

会場 四国総合通信局 6階会議室
(松山市宮田町8-5)

時間 14:00~16:00 (開場:13:30)

主催 四国総合通信局

参加無料

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）の施行により、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者による信書送達事業への参入が着実に進んでいます。

本説明会は、第1部で、信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では、事業許可の申請手続等について説明します。この機会に是非御参加いただき、信書便事業等について深く御理解いただく場とさせていただきます。

(内容)

第1部 (全参加者対象) 14:00~15:10

- (1) 信書便制度の概要
- (2) 信書の定義及び信書に該当する事例
- (3) 信書便事業の現状とサービス事例

第2部 (事業参入希望者対象) 15:20~16:00

- (1) 特定信書便事業の概要
- (2) 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- (3) 事業開始以降の遵守事項



(申込方法)

参加を御希望の方は、次ページの申込書に記載の上、平成27年6月4日(木)までにE-mail、FAX等によりお申込みください。

定員40名に達した場合、先着順にて締め切らせていただきます。

FAX 089-936-5007

E-mail shikoku-shinshobin@soumu.go.jp

(お問合せ先)

四国総合通信局 総務部

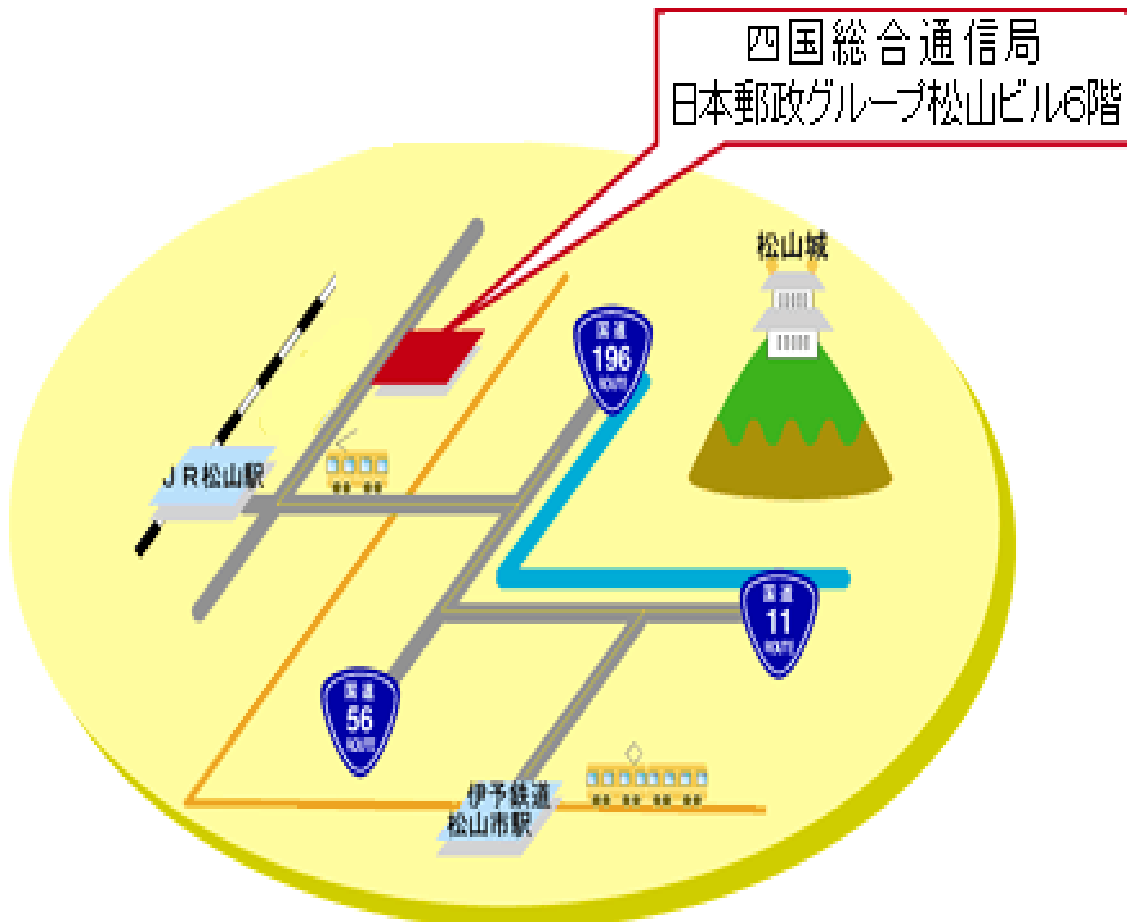
信書便監理官 東條 TEL 089-936-5031

申 込 書

参 加	第 1 部 / 第 2 部
団体名	
連絡先	電話番号 住 所
参加者名	(所属・役職・氏名)

※御連絡いただきました個人情報 は説明会の参加集約、御連絡以外には利用しません。

案 内 図



- ・JR松山駅から徒歩で5分程度(距離350m)です。
- ・来庁者用駐車場は余裕がないため、公共交通機関を利用して御来場ください。
- ・館内禁煙です。